

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21520745

研究課題名（和文） リュクルゴス時代の公私関係

アッティカ法廷弁論の通時的考察をめざして

研究課題名（英文） Public and Private in the Age of Lykourgos:

Towards a diachronic approach to the Attic forensic speeches

研究代表者 栗原 麻子 (KURIHARA ASAKO)

大阪大学・文学研究科・准教授

研究者番号：00289125

研究成果の概要（和文）：

法廷弁論家であり、また前4世紀後半のアテナイ政治を主導する政治家の1人でもあったリュクルゴスに焦点をあて、ヘレニズムへの転換期における公と私の関係性について検討した。とりわけ、リュクルゴスの政策における公私の関係性を理解するために（1）エイサンゲリア（弾劾裁判）の多用、（2）私的復讐と公的刑罰の区別の2点について分析し、市民生活のなかの公共的要素をリュクルゴスが重視していたことを明らかにした。そのポリス共同体イメージは、アテナイ社会に伝統的な互酬的価値観のもとに、アプラグモシュネ（消極主義）的な市民像を取り込んだものとして理解できる。

研究成果の概要（英文）：

Lykourgos, one of the Attic ten orators, was the leading politician of the late 4<sup>th</sup> century B. C. E. In this project, public and private distinction in his polis image was analyzed mainly through (1) his use of *eiisangeliai* (public prosecutions) against private citizens, and (2) The relationship of public punishment and personal vengeance in his legal thought. It has been shown that in his political vision of citizenry, quiet citizens were incorporated in the framework of reciprocity within the polis community.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：リュクルゴス、アテナイ民主制、古代ギリシア史、互酬、公共性

## 1. 研究開始当初の背景

紀元前4世紀アテナイ史の基本資料は、アッティカ年代史家の断片的な記録を除けば、碑文資料とアッティカ10大弁論家による弁論である。そのうち法廷弁論は、アテナイ

法制度のみならず、具体的な訴訟事例のなかに思想家ではない一般市民の政治意識、市民倫理、社会生活をみることができる稀有な資料である。前4世紀は制度史・外交史的には、民主制回復、第2次アテナイ同盟の結成と同

盟市戦争を経てカイロネアの敗戦へと至る変動の時代であったが、社会史研究においては、これらの弁論の分布するおよそ100年間を、「法廷弁論家の時代」と一括し、共時的に扱う手法が一般的であった。

いっぽう、アテナイ民衆法廷の発展史的理解においては、アテナイの司法制度はソロンによる民衆法廷への最終決定権付与にはじまる一連の民衆裁判権の強化と、自力救済に代わる法の支配の確立という文脈で論じられてきた。

この発展史的理解にたいして、アッティカ法廷弁論の社会史的研究は、アテナイにおける紛争解決が、法廷弁論の時代になっても依然として、法廷外的な自力救済に支えられていたこと、さらには訴訟もまた、そのような自力救済の論理に支配されていたことを示している。

しかしながら、法廷弁論家の時代は、変化の時代でもあった。アッティカ法廷弁論をただしく前4世紀の政治文化史のなかに位置づけるためには、いったん、弁論家ごとの個別性に注意を払わなくてはならない。また、かりに法の支配の発展史的理解が成り立つとすれば、それを、その背景にある市民意識のレベルで裏付ける必要がある。前4世紀という時代における民衆意識の変化と向き合うことで、共時的な理解を、ただしく政治文化史のなかに位置づけることができるのである。

## 2. 研究の目的

本研究は、上記のような問題関心のもとに、法廷弁論研究の通時的考察にむけて、リュクルゴス時代の公私関係を考察するものである。

10人のアッティカ弁論家の名のもとに伝わる弁論のうち、変化の面で興味深いものの一つが、リュクルゴスによる弁論である。リュクルゴスは法廷弁論家であるとともに、前4世紀後半のアテナイの政治を主導する政治家の一人でもあった。彼が国政を主導したカイロネア後紀元前322年までのアテナイは、ヘレニズムへの移行期であるとみなされながらも、伝統主義的性格を色濃く残している。伝統と革新が併存するリュクルゴスの時代は、市民意識の変化を追求するための格好のスタート地点である。公私の関係性に注目し、アッティカ法廷弁論のトポスのなかに、リュクルゴスの主張の伝統性あるいは革新性を際立たせることができる。

## 3. 研究の方法

具体的な検討項目は以下のとおりである。

(1) リュクルゴスによるエイサンゲリア(弾劾裁判)にみる公的領域と私人の関係

(2) リュクルゴス弁論にみる互酬的価値観

これらの点について、リュクルゴスがポリスの公共性や市民性をどのようにとらえて

いたのかを検討し、リュクルゴスの公私把握について適宜、他弁論の市民像との比較をおこなった。その際に、個々の弁論に埋め込まれている社会意識を抽出した。史料としては、リュクルゴス自身による弁論を中心としながら、ヒュペレイデス、デモステネス、リュシ阿斯、アポドロロス等の弁論との比較のもとに検討をすすめた。

## 4. 研究成果

(1) エイサンゲリア(弾劾裁判)をめぐるリュクルゴスとヒュペレイデスの論争

### ①エイサンゲリアの適用範囲

リュクルゴス自身の手になる「レオクラテス弾劾」は、弁論家の肉声を伝える本研究の基本史料である。本研究においてはエイサンゲリアの運用をめぐるリュクルゴスとヒュペレイデスとの対立をとりあげ、私人とポリスの関係についてのリュクルゴスの思考について検討した。エイサンゲリアの適用範囲をめぐってリュクルゴスと批判したヒュペレイデスは、私的な行為にたいするエイサンゲリアの適用を、公私混同として非難する。これはきわめて限定的で法文主義的なエイサンゲリア法の理解である。彼のリュクルゴス批判の根底には、公的活動領域と私的活動領域を、それぞれ公人と私人に割り当てる発想がある。ヒュペレイデスは公私の2領域を峻別するのである。

それにたいしてリュクルゴスはエイサンゲリアの適用範囲を拡大解釈する。リュクルゴスは市民教化のためにエイサンゲリア(弾劾裁判)を多用し、私生活における逸脱した振る舞いをエイサンゲリアの対象としている。ポリス市民としての適格性を公的関心事とみなしているのである。これは、市民の私人としての活動がポリスの共同体性の根幹にあるという、リュクルゴスの公私把握を反映している。リュクルゴスは市民としての適格性を、私人としての軍事・経済・道徳的貢献に見出している。そのうえで、リュクルゴスは、それらがポリス公共の問題であることを強調している。

### ②私人と公人の区別

これらはいずれにせよ、民会での発言や公的訴追の担い手となるといった積極的な政治活動が専門化していった前4世紀中葉以降の政治状況を反映している。しかしその時代状況にたいする両者の対応は異なっていた。ヒュペレイデスは、一般市民が交替で役職に就任することで、国家のアルケー(公権力)を担うことを求めている。それゆえ一般市民がエイサンゲリアの対象となるのは、公職についている期間のみであると考えた。それにたいしてリュクルゴスは、政治人と一般市民を区別する点では同様であるが、一般市民にたいしては、国防のための軍事奉仕および、三

段櫂船奉仕、市壁の整備といった軍事上の財政的貢献を求めた。そのうえで、これら私人としての活動がポリスの共同体全体にかかわる公的性格を有していることを強調した。

ヒュペレイデス弁論とリュクルゴス弁論はそれぞれ市民性を、公権力の担い手としての市民権の行使と、私人としての共同体への貢献に認めているのである。

### ③前 403 年後の市民性との比較

リュクルゴスおよびヒュペレイデスにみられる公私二領域の区分は、いずれも新しいものではない。前 4 世紀前半の市民性について、前 403 年後の市民団再生過程におけるイソクラテス、リュシアスらの弁論を検討した結果、アプラグモシユネ（消極主義）が蔓延していたといわれる前 4 世紀前半においても、回復民主制下の協調の理念のもと、市民であることは、政治参加によるポリスへの貢献と分かちがたく結びついていたことが確認される。同じ消極主義でも、前 4 世紀前半に法廷の行論において承認される市民像は、公共のことがらからの一切の逃避を意味するわけではない。いきすぎた消極主義は、「ポリスなき」人生とみなされ市民性と両立しない。アテナイ「市民」の消極主義は、あくまで財政貢献と従軍といった消極的義務は果たし、それ以上の公職や政治活動を追求しない生活態度であった。リュクルゴスのポリス市民像は、この消極主義的政治参加を、「良き市民」にたいして求めるものであった。

さて、前 403 年の内乱終結において敗北した「市内派」のうち、寡頭制革命の首謀者であった「30 人」はエレウシスに追放されたが、回復民主体制下に止まった「市内派」の一般市民は、内乱終結直後は受動的な市民生活を余儀なくされた。しかし 20 年ほどのあいだに、「市内派」は公共奉仕を務め、軍役にも評議会職をはじめとする公職就任の可能性が生じてきた。公職就任の適格性をめぐる議論のなかにあらわれでるのは、積極的な政治家としての国政参与ではなく、臨時的に公職就任を通じて、ポリスの支配権アルケーを担う市民たちの姿である。ヒュペレイデスは、このような市民たちの政治参加を、私人としての活動と峻別されるべき公的領域に属するものととらえたのである。

リュクルゴスは、市民の公共精神を称揚したが、それは国家の公領域の担い手としてではなく、私領域における公共精神の発露であった。

### (2) リュクルゴス弁論にみる互酬的価値観 ①公的な刑罰と私的復讐の区別

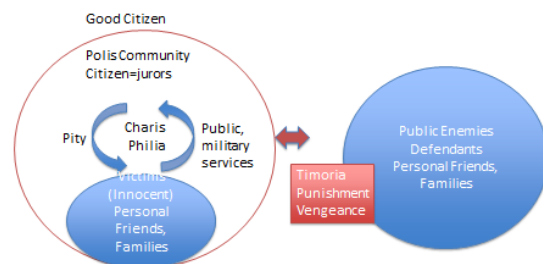
リュクルゴス弁論における共同体（コイノニア）認識を把握するために、報復と刑罰の関係について考察した。リュクルゴスらの後期アッティカ弁論家については、これまで発展論的な法制史理解のもとに、私的な報復か

ら国家による刑罰が分離していったことが強調されてきた。しかし、従来から研究代表者は、この理解を疑問視しており、今回の検討によって、報復をめぐる負の互酬性が、リュクルゴス弁論にも根付いていたことが確認された。

### ②カリス（恩恵）と哀れみ

互酬的価値観は、弁論においてプラス方向にもはたらいていた。その構造を確認するために、民衆法廷における哀れみのはたらきに注目した。法廷における説得は、当事者のフィリア（友愛）のネットワークに陪審員をひきつけ、訴訟相手と陪審員のあいだに敵対的なティモーリア（復讐）関係を創出することによって成り立っていた（図参照）。アッティカ法廷弁論においてはしばしば、被告にたいする哀れみが要請されるが、哀れまれる権利は、陪審員とのあいだの互酬性に起因すると考えられていた。この構造はリュクルゴスにおいても変わらなかったことが確認された。

Chart A: Prosecutor's View



なお、陪審員が、友人や親族、隣人と同じ次元で、被告との互酬的ネットワークに組み込まれていたことは、民衆法廷の「場」としての性格を考えるうえで、興味深い。陪審員は、役職（アルケー）とは見なされず、役職のように資格審査や執務審査を必要とすることもなかった。彼らは家長であったり、良き隣人であったりといった私人としての立場において評決をおこなったのである。アレオパゴス評議会にたいしてカリスの要請がふさわしくないと考えられていたことと照らし合わせたとき、民衆法廷の私人集団としての性質が際立つ。

いっぽう告発者側についてはどうだろうか。告発者側が自分にたいする哀れみを要請する事例は、告発者自らが同時に直接の被害者であるような、いくつかの事例にとどまっている。リュクルゴスは、法の番人を自認していた。リュクルゴスのように、選ばれた政治家が、法の守護者として告発役を担う場合には、告発者は私情と切り離れた公的な動機にもとづき、従って私的な互酬性のネットワ

一の外から、公人として訴訟をおこなうのである。

### ③哀れみとジェンダー

民衆法廷における互酬性は、女性にたいしては適用されなかった。女性たちはペリクレスの市民権法によって市民再生産の機能を認められ、従って市民の家の構成員であった。彼女たちはアプラグモシュネな男性市民と異なり、ポリスの公職にかかわることもなかった。アプラグモシュネな市民は、公共奉仕によってポリスに貢献したが、古典期のアテナイでは女性が公共奉仕の主体となることから排除されていた。ただ、彼女たちは市民の家の構成員であり、祭礼をとおしてポリスに「参画(メテイケイン)」していた。彼女たちの怒りや嘆きは、民衆法廷での議論において配慮されるであろう。彼女たちの不幸は憐れまれるであろう。しかし彼女たちに対する憐みは、対等の互酬性にもとづくものではなかった。

### ④互酬の価値観

最後に、ヘレニズム時代への移行期における公共性の変質と連続性をとらえるために、リュクルゴス時代の建築政策、宗教政策、公共奉仕や寄付行為(エピドシス)、顕彰行為に関して、カイロネア戦争後の時代状況とペロポネソス戦争後の比較のために予備的考察をおこなった。エイサンゲリア(弾劾裁判)の頻繁な利用について確認された一般市民にたいする公共性の要請は、エフェボス(新兵)制度の改革や公共事業にもみいだすことができるであろう。また「法の守護者」役の設置は、ポリスの公的領域と私的領域の区別のなかで、公的領域から一般市民を切り離す政策と理解できる。最後に、リュクルゴスによる寄付の推奨は通常エヴェルジェティズムの萌芽とみなされるが、エピドシスへの依存と外国人商人にたいする顕彰の制度化は、リュクルゴスが互酬の共同体観を、時代状況に適合させたものであったとみなすことができる。

しかしながら、これらについて実証的な検討をおこなうためには、弁論とならんで前4世紀の互酬慣行を具体的に伝える碑文資料のより総合的な検討が必要である。よってリュクルゴスの宗教政策や公共事業、「法の守護者」役の設置、エピドシス(寄付)の重視といった具体的な政策については、本研究においては関連性を示唆するにとどまった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

①栗原麻子「ソシアビリテ論と紛争研究の接点をめぐって」『パブリック・ヒストリー』

第9巻、2012年3月、1-4ページ(査読あり)。

②栗原麻子「古典期アテナイにおける互酬の秩序 課題と展望」『パブリック・ヒストリー』第9巻、2012年3月、5-14ページ(査読あり)。

③栗原麻子「紀元前4世紀アテナイにおける通婚禁止令とアポドロス弁論の女たち」『西洋古代史研究』第10巻、2010年12月、23-42ページ(査読なし)。

④栗原麻子・桑山由文・井上文則・小林功「特集 ギリシア・ローマ世界における都市と帝国の儀礼」『古代文化』第62巻第1号、2010年、56-89ページ(査読あり)。

⑤栗原麻子「[回顧と展望 2008年の歴史学会]古代：ギリシア」『史学雑誌』第118巻第5号、2010年5月、304-308ページ(査読あり)。

[学会発表] (計4件)

① Kurihara, Asako, Pity and Charis in Athenian Popular Court, Classical Association, Exeter University, Exeter, 2012. 4. 14.

② 栗原麻子「変化の学とソシアビリテ研究—アテナイ史の場合」(古代史研究会 シンポジウム「古代社会論の新たな展望」)、2011. 3. 26 (京都大学)。

③ 栗原麻子「アッティカ法廷弁論と歴史研究」(古代史研究会例会、2010. 4. 25 (京都大学))。

④ 栗原麻子「『記憶せざること ou mnesikakein』をめぐって—三十人政権後アテナイにおける和解儀礼」(古代史研究会例会 公開シンポジウム「東地中海周辺域における都市共同体と儀礼」)、2009. 4. 5 (京都大学)。

[図書] (計1件)

① 田端泰子・三成美保・高田京比子編、栗原麻子他著『母の比較文化史』ミネルヴァ書房(第1章「母の嘆きのポリティクス アテナイ公的言説空間における女性」を担当)、発行予定、ページ数未定(2010年5月原稿受理)。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

栗原 麻子 (KURIHARA ASAKO)

大阪大学・文学研究科・准教授

研究者番号：00289125